

## 海外旅費等支払基準

## 1 海外旅費

- (1) 航空運賃については、エコノミークラスの料金を上限とし、羽田空港又は成田空港と現地との往復に要する航空運賃、空港利用料等の金額を上限とする。また、実証実験期間中に複数地域を訪問する場合は、当該地域間の航空運賃等も経費として契約金額に含めるものとする。
- (2) (1)にかかわらず、実証実験を行う東京SUの社員が実証実験期間の前に海外他都市に滞在している場合は、(1)の金額又は当該海外他都市から現地までの航空運賃等の金額のうち低額のものを経費として契約金額に含めるものとする。
- (3) (1)にかかわらず、実証実験を行う東京SUの社員が実証実験期間終了後に海外他都市に移動する場合は、復路の航空運賃等について経費としてみなさないものとする。

## 2 海外宿泊費及び現地交通費

- (1) 海外宿泊費及び現地交通費は、次の表の額を1日当たりの上限とする。ただし、現地交通費は、受託者又は現地コーディネーターが移動バス、フリーパスチケットその他の方法により、共通の交通手段を確保している場合は、当該日数分については経費としてみなさないものとする。

地域区分	地域名	上限額	
		宿泊	交通
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リアド及びアビジャン	30,800円	5,000円
甲地域	北米、欧州及び中近東地域（いずれも指定都市に該当する地域を除く。）のうち、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域	25,800円	4,200円
乙地域	他の地域区分以外の地域	20,600円	3,400円
丙地域	アジア、中南米、アフリカ及び南極地域（いずれも指定都市に該当する地域を除く。）のうち、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域	18,600円	3,100円

- (2) 海外宿泊施設は、東京SUの社員一人につき一部屋を用意するものとする。
- (3) 海外宿泊施設を決定するときは、都の了承を得るものとする。

## 3 その他

- 1又は2によりがたい理由があるときは、都と協議して海外渡航費・宿泊に係る経費を決めるもの

とする。